

東京都北区立体育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和四年十二月一日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第八十五号

東京都北区立体育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
東京都北区立体育施設条例の一部を改正する条例（令和四年九月東京都北区条例
第四十五号）の施行期日は、令和五年九月一日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月一日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第八十六号

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則

東京都北区会計事務規則（昭和三十九年三月東京都北区規則第二号）の一部を次のように改正する。

付則第五項各号を次のように改める。

- 一 北区くらし応援臨時給付金支給事務実施要綱（令和四年九月十三日四北福地第五千三百九十五号）第六条第二項第三号の規定に基づき窓口現金受領方式等により支給する令和四年度住民税均等割のみ課税世帯等に対する給付金
- 二 北区住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）支給事務実施要綱（令和四年十月二十五日四北福地第五千四百九十三号）第六条第二項第三号の規定に基づき窓口現金受領方式等により支給する令和四年度子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金））

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区特別区税条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月二日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第八十七号

東京都北区特別区税条例施行規則等の一部を改正する規則

(東京都北区特別区税条例施行規則の一部改正)

第一条 東京都北区特別区税条例施行規則(昭和六十二年三月東京都北区規則第十

六号)の一部を次のように改正する。

第九条の見出し及び同条第一項中「附記事項」を「付記事項」に改め、同項第七号の次に次の二号を加える。

七の二 納税義務者(前年の合計所得金額が千万円以下であるものに限る。)の法第三百十四条の二第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(法第三百二十八条に規定する退職手当等に限る。次号において同じ。))に係る所得を有する者であつて、前年の合計所得金額が百三十万円以下であるものに限る。(イにおいて「申告対象配偶者」という。)の次に掲げる事項

イ 氏名、生年月日及び個人番号並びにその者の前年の合計所得金額(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び生年月日並びにその者の前年の合計所得金額)並びに申告者と別居している申告対象配偶者については、当該申告対象配偶者の住所並びに国外居住者である申告対象配偶者については、その旨

ロ その他参考となるべき事項

七の三 扶養親族（退職手当等に係る所得を有するものに限る。イにおいて同じ。）の次に掲げる事項

イ 氏名、申告者との続柄、生年月日及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、申告者との続柄及び生年月日）並びに申告者と別居している扶養親族については、当該扶養親族の住所並びに国外居住者である扶養親族については、その旨

ロ その他参考となるべき事項

第九条第一項第八号中「控除対象扶養親族」の下に「又は前号に掲げるものを加え、同項第九号中「その旨」の下に「並びにその他参考となるべき事項」を加え、同項第十号を削り、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項第八号」を「第一項第七号の三又は第八号」に改め、同項ただし書中「第二条の三の第十項若しくは第十一項又は第二条の三の六第九項若しくは第十項」を「第二条の三の三第十項若しくは第十一項又は第二条の三の六第十項」を「第十二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 国外居住者に係る前項第七号の二又は第七号の三に掲げる事項を記載した法第三百十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が当該国外居住者に係る障

害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を三月十五日までに区長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第九十四条第四項、第九十五条第四項、第九十五条の二第二項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は施行規則第二条の二第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは区長に提示し、若しくは施行規則第二条の三の三第十項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第九項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

3

国外居住者に係る第一項第七号の三に掲げる事項を記載した法第三百七条の三第三項の確定申告書を提出する者が当該国外居住者に係る扶養控除額の控除を受けようとする場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を三月十五日までに区長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第九十四条第四項、第九十五条第四項若しくは第二百三条の六第三項

の規定により提出し、若しくは提示し、又は施行規則第二条の二第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは区長に提示し、若しくは施行規則第二条の三の三第十一項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第十項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

別記第六号の五様式（乙）を次のように改める。

（東京都北区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 東京都北区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則（令和三年十二月
東京都北区規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第八号の改正規定中「を除く」を「又は」に、「限る」を「限り、」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年一月一日から施行する。ただし、第一条中東京都北区特別区税条例施行規則第九条の見出し及び同条第一項の改正規定（「附記事項」を「付記事項」に改める部分及び同項第十号を削る部分に限る。）は、令和六年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の東京都北区特別区税条例施行規則第九条第一項第七号の二及び第七号の三、第二項並びに第三項の規定は、令和五年度以後の年度分の区民税に係る地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第三百十七条の二第一項に規定する申告書（法第三百十七条の三第一項の規定により提出されたものとみなされるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を提出する場合について適用し、令和四年度分までの区民税に係る法

第三百十七條の二第一項に規定する申告書を提出した場合については、なお従前の例による。

3 令和五年度分までの区民税に係る法第三百十七條の二第一項に規定する申告書を提出した場合における第一条の規定による改正前の東京都北区特別区税条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第九条第一項第十号に掲げる事項については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際、改正前の規則別記第六号の五様式（乙）の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用するこ
とができる。

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月五日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第八十八号

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当に関する規則（昭和五十年四月東京都北区規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「基準日が三月一日又は六月一日である場合にあつては基準日以前三箇月間、基準日が十二月一日である場合にあつては」及び「これらの期間を」を削る。

第八条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

欠勤等日数	割合
二十三日未満	百分の百
二十三日以上三十三日未満	百分の九十
三十三日以上四十三日未満	百分の八十

四十三日以上五十三日未満	百分の七十
五十三日以上六十三日未満	百分の六十
六十三日以上八十三日未満	百分の五十
八十三日以上百三日未満	百分の三十
百三日以上	百分の十

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(令和五年六月に支給する期末手当に関する経過措置)

2 令和五年六月に支給する期末手当に関するこの規則による改正後の職員の期末手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第二条第一項第七号の規定の適用については、同号中「六箇月」とあるのは、「三箇月」とする。

令和五年六月に支給する期末手当に関する改正後の規則別表第一の規定の適用については、同表中「二十三日」とあるのは「十二日」と、「三十日」とあるのは「十七日」と、「四十三日」とあるのは「二十二日」と、「五十三日」とあるのは「二十七日」と、「六十三日」とあるのは「三十二日」と、「八十三日」とあるのは「四十二日」と、「百三日」とあるのは「五十二日」とする。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月五日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第八十九号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「百分の百二・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百二十二・五」を「百分の百三十二・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の五十五」に、「百分の六十」を「百分の六十五」に改める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の勤勉手当に関する規則は、令和四年十二月一日から適用する。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月五日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第九十号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「百分の百十二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の百三十二・五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項第二号中「百分の五十五」を「百分の五十二・五」に、「百分の六十五」を「百分の六十二・五」に改める。

付 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月五日

東京都北区長
花川 與惣太

東京都北区規則第九十一号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和二年三月東京都北区規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第二号中「三月一日、六月一日及び十二月一日をいう。以下この条において同じ」を「以下「基準日」という」に改め、同項第六号中「基準日が三月一日又は六月一日である場合にあつては基準日以前三箇月間、基準日が十二月一日である場合にあつては」を削る。

第二十六条第一項中「（三月一日、六月一日及び十二月一日をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

第二十七条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（令和五年六月に支給する期末手当に関する経過措置）

2 令和五年六月に支給する期末手当に関するこの規則による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（次項において「改正後の規則」

という。)第二十一条第一項第六号の規定の適用については、同号中「六箇月」とあるのは、「三箇月」とする。

3 令和五年六月に支給する期末手当に関する改正後の規則第二十三条の規定の適用については、職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則(令和四年十月二月東京都北区規則第八十八号)による改正後の職員の期末手当に関する規則(昭和五十年四月東京都北区規則第三十八号)別表第一中「二十三日」とあるのは「十二日」と、「三十三日」とあるのは「十七日」と、「四十三日」とあるのは「二十二日」と、「五十三日」とあるのは「二十七日」と、「六十三日」とあるのは「三十二日」と、「八十三日」とあるのは「四十二日」と、「百三日」とあるのは「五十二日」とする。

職員の旅費に関する条例に基づく行政職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける者の級に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月五日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第九十二号

職員の旅費に関する条例に基づく行政職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける者の級に関する規則の一部を改正する規則
職員の旅費に関する条例に基づく行政職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける者の級に関する規則(昭和五十年七月東京都北区規則第六十号)の一部を次のように改正する。

別表中「~~甲~~」を「~~付~~」に改める。

付 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月五日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第九十三号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和五十年四月東京都北区規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第五項中「付則第四項を除き」を「この項において」に改める。

第十一条第六項中「上、第二項」を「上、同項」に改める。

第十一条の二第二号中「又は同規則」を「に相当する退職手当又は同令」に改め、「再就職手当」の下に「に相当する退職手当」を加える。

第十一条の四第三項中「の規定により」を「において」に改め、同条第五項中「第十一条第二項」を「同条第二項」に、「第一項」を「特例申出」に、「第十一条第四項」を「同条第四項」に改める。

別記第七号様式中「（イ）」を「（イ）」に、「（ロ）」を「（ロ）」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則（令和二年三月東京都北区

規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

付則第二項中「第十一条第二項第二号」を「第十一条第三項」に改める。

3

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則(令和四年九月東京都北区規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第五項の改正規定を削る。

付則第六項を改め、同項を付則第五項とし、同項の次に二項を加える改正規定のうち付則第七項第一号及び第二号中「この号」を「以下この号」に改める。

東京都北区学童クラブの運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月五日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第九十四号

東京都北区学童クラブの運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則
東京都北区学童クラブの運営に関する条例施行規則（平成十二年三月東京都北区規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一東京都北区西ヶ原さくらっ子クラブ第二の項の次に次のように加える。

東京都北区西ヶ原さくらっ子クラブ第三	四〇
--------------------	----

別表第一東京都北区王五わんぱくクラブの項中「東京都北区王五わんぱくクラブ」を「東京都北区王五わんぱくクラブ第一」に改め、同項の次に次のように加える。

東京都北区王五わんぱくクラブ第二	四〇
------------------	----

別表第一東京都北区田端ぽぷらクラブ第三の項の次に次のように加える。

東京都北区田端ぽぷらクラブ第四	四五
-----------------	----

別表第一東京都北区滝二つ子クラブ第二の項の次に次のように加える。

東京都北区滝二つ子クラブ第三

四〇

別表第一東京都北区王子っ子クラブ第六の項の次に次のように加える。

東京都北区王子っ子クラブ第七

四〇

別表第一東京都北区浮間桜草クラブ第二の項中「四〇」を「七〇」に改め、同表
東京都北区西浮間クラブ第三の項中「五〇」を「八〇」に改め、同表中

東京都北区ふたばクラブ

七〇

東京都北区みつばクラブ

四〇

東京都北区よつばクラブ

四〇

を

東京都北区なでしこ小クラブ第一	
東京都北区なでしこ小クラブ第二	
東京都北区なでしこ小クラブ第三	
東京都北区なでしこ小クラブ第四	
	七〇
	四〇
	四〇
	五〇

王一小クラブ第三の項の次に次のように加える。

東京都北区王一小クラブ第四	
	四〇

別表第二中

東京都北区西ヶ原さくらっ子クラブ第二

を

東京都北区西ヶ原さくらっ子クラブ第二

に改め、同表東京都北区

東京都北区滝二つ子クラブ第三	東京都北区滝二つ子クラブ第二
----------------	----------------

に、

東京都北区滝二つ子クラブ第二

を

東京都北区田端ぽぷらクラブ第四	東京都北区田端ぽぷらクラブ第三
-----------------	-----------------

に、

東京都北区田端ぽぷらクラブ第三

を

東京都北区西ヶ原さくらっ子クラブ第三

に、

<p>東京都北区王一小クラブ第三</p>	<p>東京都北区王一小クラブ第四</p>
<p>東京都北区王一小クラブ第三</p>	
<p>東京都北区王子っ子クラブ第七</p>	<p>東京都北区王子っ子クラブ第六</p>
<p>東京都北区王子っ子クラブ第六</p>	

に改める。

を

に、

を

東京都北区立保育所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月五日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第九十五号

東京都北区立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区立保育所条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「午後八時三十分」を「午前八時三十分」に改める。

別表第一東京都北区立東田端保育園の項中「一四六」を「一四〇」に改め、同表東京都北区立豊島つぼみ保育園の項中「五〇」を「二五」に改め、同表東京都北区立音無つぼみ保育園の項中「六八」を「五〇」に改め、同表東京都北区立清水坂つぼみ保育園の項を次のように改める。

東京都北区立清水坂保育園

七五

付 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第七条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都
北区規則で定める日を定める規則を公布する。

令和四年十二月六日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第九十六号

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日を定める規則

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和二年五月東京都北区条例第二十一号）付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日は、令和五年三月三十一日とする。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日を定める規則の廃止）

2 東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日を定める規則（令和四年九月東京都北区規則第六十四号）は、廃止する。

東京都北区子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
を公布する。

令和四年十二月十二日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第九十七号

東京都北区子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区子ども医療費の助成に関する条例施行規則（平成十六年三月東京都北区規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「乳幼児以外の児童等」を「六歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもであつて、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの」に改める。

第四条の見出し中「第三条第二項第二号」を「第三条第三項第二号」に改め、同条中「第三条第二項第二号」を「第三条第三項第二号」に、「第六条」を「第五条」に、「準ずるもの」を「準ずる者」に、「当該施設」を「当該施設」に改め、「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第六十四号）」を加える。

第五条第一項中「による申請」の下に「（以下「医療証交付申請」という。）」を加え、同項第二号中「養育していること」の下に「（条例第三条第一項第三号に該当する高校生等による申請の場合にあつては、当該高校生等が他の者から監護されていらないこと）」を加え、同項第三号中「区長」を「区長」に改め、同条第二項中「第一項」を「前項」に、「乳幼児医療証」を「乳幼児医療証」に、「に係る医療費の助成を受けようとする」を「の医療費に係る」に、「子ども医療証」

を「子ども医療証」に、「交付し」を「高校生等に係る医療費の助成を受けようとする対象者にあつては高校生等医療証（別記第二号様式の三）を交付し」に改める。

第六条ただし書中「乳幼児が六歳に達した」を「乳幼児が六歳に達する」に、「乳幼児が十五歳に達した」を「乳幼児が十五歳に達する」に、「それぞれ」を「高校生等医療証にあつては高校生等が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を、それぞれ」に改める。

第八条第一項中「区長に」の下に「子ども医療費助成医療証再交付申請書（別記第四号様式）を提出することにより、」を加え、同項第四号を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前項第一号の申請にあつては、第一項第一号」を「前項の申請書には、同項第一号」に改め、「前項第一号の申請書には」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第三項とする。

第九条中「条例第四条の規定による申請」を「医療証交付申請」に改め、「（当該対象者が養育する子どもの出生の日又は当該子どもが区の区域内に住所を有することとなつた日（以下「転入日」という。）から起算して三月以内に当該申請を行った場合は、当該出生の日又は転入日。以下同じ。）」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における条例第五条第一項に

規定する医療に関する給付の範囲は、当該各号に定める日以後に行われた医療に関する給付とする。

一 対象者（条例第三条第一項第三号に該当する高校生等を除く。）が養育する子どもの出生の日から起算して三月以内に医療証交付申請を行った場合 当該出生の日

二 対象者が養育する子ども（当該対象者が条例第三条第一項第三号に該当する高校生等である場合にあつては、当該高校生等）が区の区域内に住所を有することとなつた日（以下この号において「転入日」という。）から起算して三月以内に医療証交付申請を行った場合 当該転入日

三 災害その他やむを得ない事情により医療証交付申請ができなかつたと区長が認めた場合 区長が認める日

第十条第一項第一号中「児童等に係る」を削り、同項第二号中「児童等に係る」を削り、「条例第四条の規定による申請を行った日」を「医療証交付申請を行った日（前条第二項各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める日）」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 条例第六条第一項に規定する医療費の助成を取り扱わない病院等で国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付を受けたとき。

第十条第三項ただし書中「児童等に係る」を削り、同条第四項中「前項」を「第二項」に、「医療」を「条例第五条第一項に規定する医療に関する給付」に改める。

第十一条 削除

本則に次の一条を加える。

（委任）

第十六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

別記第一号様式を次のように改める。

子ども医療費助成医療証交付申請書

※ 太枠の中を記入してください。

申請者 (保護者)	子ども医療費助成制度の医療証の交付を申請します。また、受給期間中の資格審査のため所得状況を確認することに同意します。							
	氏名	東京都北区長 殿		申請日 _____ 年 ____ 月 ____ 日				
養育する子ども	番号	フリガナ 氏名		生年月日	続柄	同居別居 の別	監護 の有無	生計関係
	1	マイナンバー 個人番号		年 月 日		同居・別居	有・無	同一・維持
2	マイナンバー 個人番号		年 月 日		同居・別居	有・無	同一・維持	
3	マイナンバー 個人番号		年 月 日		同居・別居	有・無	同一・維持	
子どもが加入している健康保険	北区国保 健康保険組合 全国健康保険協会 共済組合 都内国保組合 都外国保組合		年金 申請者の加入	国民年金 厚生年金 共済年金 その他共済年金 未加入		他制度 確認欄	1 生活保護を受けている。 2 ひとり親医療証を持っている。 3 子どもが心身障害者医療証を持っている。 4 子どもが児童福祉施設に入所している。 (母子生活支援施設・通所施設を除く。)	
申請の際、子どもが加入している(出生の場合)は加入予定の健康保険証の写しを添付してください。								

(注) 申請者が、高校生等であって他の者から監護されていないものである場合は、「申請者(保護者)」及び「養育する子ども」の欄にご自身の氏名等をご記入ください。

区事務処理欄	保留理由	加入保険・住基・()	受付	入力	確認	交付	
	認定事由	転入・出生・()					
	児童手当	申請中・受給中・無					
	養育する子ども	番号	資格取得日	受給者No.			窓・郵
		1	年 月 日				
2		年 月 日					
3	年 月 日						

別記第二号様式(表)中

氏名	
----	--

を

氏名

--

に、

交付年月日

年 月 日

を

交付年月日

年 月 日

に改め、同様式(裏)中

「とびきや、有効期間を超過した」を削る。

別記第二号様式(表)中

氏名	
----	--

を

氏名	
----	--

に、

交付年月日	年 月 日
-------	-------

を

交付年月日	年 月 日
-------	-------

に改め、同様式(裏)中

「ときや、有効期間を超過した」を削り、同様式の次に次の様式を加える。

第2号様式の3（第5条関係）

（表）

④ 医 療 証								
負担者番号								
受給者番号								
高校生等	氏名							
	生年月日	年 月 日生						
保護者	住所	〒						
	氏名							
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで						
<p>上記の者は、東京都北区子どもの医療費の助成に関する条例により、医療費の一部を北区が助成するものであることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">東京都北区長 印</p>								
交付年月日		年 月 日						

(裏)

ご 注 意

- 1 この制度による診療をお受けになるときは、取扱病院・薬局等の窓口において、電子資格確認を受ける場合はこの証を、電子資格確認を受けない場合はこの証と被保険者証を一緒に提出してください。
- 2 入院の場合は食事療養標準負担額をお支払いください。
- 3 高額療養費が支給される場合は、電子的確認を受けるか、限度額適用認定証等を提示してください。
- 4 この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。
都外の病院等では使えません。
- 5 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書等を添付して、下記の窓口で医療費の支給を申請してください。
- 6 受給者の資格がなくなったときは、この証を下記の窓口にお返しください。
- 7 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、下記の窓口でこの証を添えて届け出てください。
- 8 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、下記の窓口で再交付を受けてください。
- 9 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。

問合せ先

第12号様式（第12条関係）

										受付	変更入力
子ども医療費助成制度現況届（年度）											
負担者番号	8	8	1	3							
受給者番号											
子ども住所氏名電話	北区 丁目 番号 TEL - -										
生年月日	年 月 日									保険・年金変更欄	
子ども加入医療保険	保険者名										
	保険者番号										
	保険証記号										
	保険証番号										
	加入年月日										
	被保険者名										
	子どもとの続柄										
保護者の加入年金区分											
監護	有	生計	同一	同居・別居			同居				
東京都北区長 殿 上記のとおり届け出ます。 なお、この届出時及び更新時の所得状況・国民年金資格・国民健康保険資格について、区の資料により確認することに同意します。 保護者住所 氏名 電話											

別記第十二号様式の三を次のように改める。

第12号様式の3（第12条の2関係）

子どもの医療費助成制度に係る債権譲渡について

年 月 日

東京都北区長 殿

保護者 { 郵便番号 電話番号 ()
住 所
(子どもが成年に達している場合は子ども) { 氏 名 (年 月 日生)

東京都北区子どもの医療費の助成に関する条例第8条の2第1項の規定により、第三者の行為に係る医療費について東京都北区から助成を受けた額の限度において、私が加害者に対して有する下記損害賠償請求権を東京都北区に譲渡します。

記

譲渡 する 債権	子ども (被害者)	氏名 (年 月 日生)				
	債権額	金 円				
	事 故 発生日時		事 故 発生場所			
	原因及び 被害の状況					
債務者 (加害者)	住 所					
	氏 名		電話番号	()		
	交通 事故 の 場合	自 賠 責 保 険	保 險 会 社 名		電話番号	()
		所 在 地				
	任 意 保 険	保 險 会 社 名		電話番号	()	
		所 在 地				

(注) 未成年の高校生等であって他の者から監護されていないものが債権譲渡を行う場合は、法定代理人の同意が確認できる書類を併せてご提出ください。

別記第十三号様式中「対象児氏名」を「子ども氏名」に、「 年 月 日 生」を「 年 月 日」に、「支払い」を「支払」に、「お問い合わせ先」を「問合せ先」に改める。

別記第十四号様式中「異議」を「不服」に、「提起すること」ができません。「提起すること」ができません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であるも、当該裁決の日の翌日から起算して1年を超過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別記第三号様式、第五号様式、第十二号様式、第十三号様式及び第十四号様式の改正規定並びに付則第四項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の東京都北区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則別記第二号様式及び第二号様式の二の規定により交付されている医療証は、これらの医療証の有効期間の満了する日までの間は、この規則による改正後の東京都北区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」とい

う。）別記第二号様式及び第二号様式の二の規定による医療証とみなす。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区子ども医療費の助成に関する条例施行規則別記第九号様式及び第十二号様式の三の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用するこ
とができる。

4 付則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際、当該改正規定による改正前の東京都北区子ども医療費の助成に関する条例施行規則別記第五号様式、第十二号様式及び第十三号様式の規定により調製した用紙で、現に残存するもの
については、所要の修正を加え、なお使用することができる。

（準備行為）

5 改正後の規則第五条の規定による申請及び医療証の交付その他この規則の施行
の日以後における医療費の助成に必要な準備行為は、同日前においても行うこと
ができる。

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月十二日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区規則第九十八号

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成二十七年十二月東京都北区規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「又は第三項」を削る。

第七条第一号イ中「当該対象者」の下に「（同項第三号に該当する対象者を除く。）」を加え、同条第二号中「又は第三項」を削る。

付 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都北区道路に関する技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月十三日

東京都北区長
花川 與惣太

東京都北区規則第九十九号

東京都北区道路に関する技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区道路に関する技術的基準等を定める条例施行規則（平成二十五年三月東京都北区規則第四十六号）の一部を次に改正する。

第四条第一項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 自転車通行帯

第四条第五項本文中「車道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第六条第二項中「副道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

（自転車通行帯）

第八条の二 自動車及び自転車の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。

次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を

確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、一・五メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第十条第一項中「多い道路」の下に「（第三級及び第四級を除く。次項において同じ。）で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるもの」を加え、同条第二項中「道路」を「道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるもの」に改める。

第十一条第一項中「自転車道」の下に「又は自転車通行帯」を加える。

第十二条第一項中「自転車道」の下に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第三十九条中「第八条」の下に「、第八条の二第三項」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月十三日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区規則第百号

東京都北区営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区営住宅条例施行規則（平成十年二月東京都北区規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条の二中「東京都北区において別に定めるところによりパートナーシップの宣誓を行った」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 東京都北区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和四年一月五日三北総多第二千百九十号）第七条第一項の規定による北区パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた者

二 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の規定による証明を受けた者

第四条第二項第四号中「前条に規定するパートナーシップの宣誓を行った」を「前条各号に掲げる者である」に改める。

第十六条第一項第一号中「第三条の二に規定するパートナーシップの宣誓を行った」を「第三条の二各号に掲げる」に改める。

別記第三十一号様式中

—

—

—

円

円を超えています。

を

円

円を超えています。

に於ける。

この通知を受けた日から30日以内に、この認定に対し、東京都北区営住宅条例第31条第4項に定めるところにより意見を述べることができません。

別記第三十二号様式 中

円

円

円を超えています。

を

円

円

円を超えています。

に於ける。

この通知を受けた日から30日以内に、この認定に対し、東京都北区営住宅条例第31条第4項に定めるところにより意見を述べることができません。

この規則は、公布の日から施行する。